

I 調査概要

1. 調査の目的

この調査は、平成30年3月中学校・高等学校・短大(高専を含む)・大学(大学院)・専修学校等卒業者に対する求人初任給の水準を明らかにし、労働行政運営上の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の方法

都内各公共職業安定所が受理した平成30年3月中学校・高等学校・短大(高専を含む)・大学(大学院)・専修学校等卒業者に対する「中卒用求人票」・「高卒用求人票」及び「大卒等求人票」を用い、次の区分にしたがって求人数及び求人初任給を調査した。

(1) 産業別(平成25年10月改定の「日本標準産業分類」による。)

- ・D 建設業
- ・E 製造業
- ・G 情報通信業
- ・H 運輸業, 郵便業
- ・I 卸売業, 小売業
- ・J 金融業, 保険業
- ・K 不動産業, 物品賃貸業
- ・L 学術研究, 専門・技術サービス業
- ・M 宿泊業, 飲食サービス業
- ・N 生活関連サービス業, 娯楽業
- ・O 教育, 学習支援業
- ・P 医療, 福祉
- ・R サービス業(他に分類されないもの)
- ・その他※1
- ・IT関連産業※2

※1 上記D、E、G～P、R以外を分類している。

※2 日本標準産業分類の小分類が以下のものをIT関連産業とした。

082, 234, 280～289, 301, 303, 370～379, 391, 392, 400～409, 543, 593, 703

(2) 職業別(平成23年改訂の「厚生労働省編職業分類」による。)

- ・専門・技術
- ・技能(中学、高校のみ)
- ・事務
- ・その他
- ・販売

それぞれの職業に含まれる職種は、別表「中学・高校及び短大(高専を含む)・大学(大学院)・専修学校等の職業分類」のとおりである。

(3) 事業所規模別

- ・1,000人以上
- ・500～999人
- ・100～499人(うち100～299人)
- ・30～99人(うち30～49人)
- ・29人以下

3. 調査の対象

都内各公共職業安定所が次の期間内に受理した、中学・高校・短大・大学・専修学校卒業者に対する各求人全数を調査の対象とした。

中学・高校……………平成29年 6月 1日～同年8月31日

短大・大学・専修学校等……………平成29年 3月 1日～同年9月10日

4. 調査結果利用上の注意事項

(1) 求人初任給

本調査の求人初任給とは、「中卒用求人票」、「高卒用求人票」及び「大卒等求人票」に記載された賃金の月額のことである。

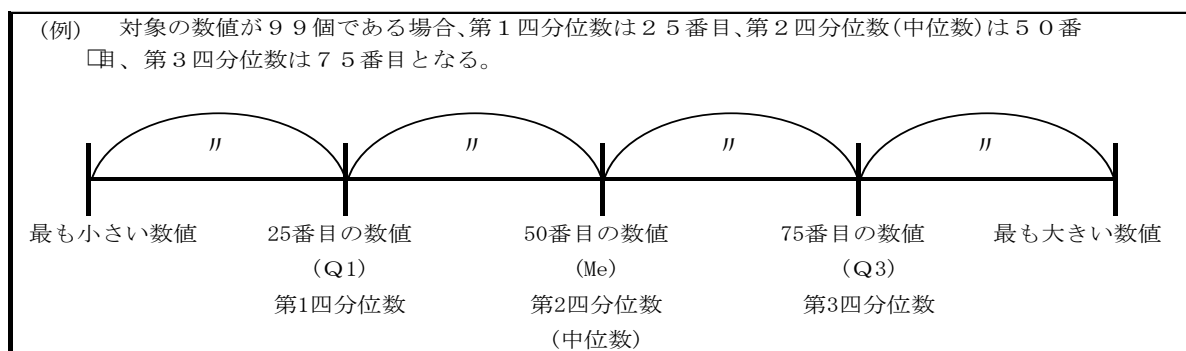
各種求人票には、就職後に支払いを受ける賃金の確定額あるいは、これが困難な場合は、現行賃金を記載することとなっている。

求人初任給の内容は、定額的に支払われる賃金のこと、基本給に、生産、作業、能率、成績等によって左右されない諸手当を加えたものである。したがって、定期的に支払われる物価手当、地域手当、住宅手当等は含まれるが、通勤手当、皆勤手当、超勤手当等の特別の場合又は通常勤務以外の勤務に対して支払われる手当は含まれない。

(2) 数値の算出方法

求人初任給の数値は四分位数を用いて算出した。

四分位数とは、個々の数値を大きさの順に並べ4等分することにより得られた3つの継目の位置にあたる数値となる。この3つの値を小さいほうから順に第1四分位数(Q1)、第2四分位数(中位数Me)、第3四分位数(Q3)という。



調査結果の求人初任給は、中位数(Me)を用いた。但し、求人件数が3件以下の場合は算術平均により平均値を求め、中位数(Me)の位置に示した。

なお、算出された求人初任給は100円未満を四捨五入している。

また、構成比は小数点第2位で四捨五入しているため、合計は必ずしも100にはならない。

(3) 統計表に用いた符合

調査該当数が3件以下のため、算術平均を用いたもの……「※」

調査該当数値がないもの……「—」

前年より減少した数値……「▲」

5. 参 考

平成30年3月卒業予定者の採用選考開始日等は、次のとおりである。

中 学	・平成30年1月1日以降(東京都は平成30年1月10日以降)
高 校	・平成29年9月16日以降
短大(高専) 大学(大学院) 専修学校等	・平成29年6月1日以降 (ハローワークにて求人票の公開・採用選考開始) ・平成29年10月1日以降(採用内定開始日) 企業側は「採用選考に関する指針」及び「採用選考に関する指針」の手引き」、大学側は「大学・短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」をそれぞれ定め、双方は指針及び申合せを尊重した採用活動、就職の取扱いを行なうことで合意。

* 中学については、求人件数が28件と少なく、詳細にわたる調査は必ずしも適切ではないため、調査結果は巻末の統計表のみとした。

別表 中学・高校及び短大(高専を含む)・大学(大学院)・専修学校等の職業分類

中学・高校	厚生労働省編職業分類	短大・大学・専修学校
その他	A 管理的職業	その他
専門・技術	B 専門的・技術的職業	専門・技術
	07開発技術者	
	08製造技術者	
	09建築・土木技術者等	
	10情報処理・通信技術者	
	11その他の技術者	
	12医師、薬剤師等	
	13保健師、助産師等	
	14医療技術者	
	15その他の保健医療	
	16社会福祉の専門的職業	
	22美術家、デザイナー等	
05. 06. 17～21. 23. 24その他の専門的職業		
事務	C 事務的職業	事務
	25一般事務員	
	26会計事務員	
	27生産関連事務員	
	28営業・販売関連事務員	
	29外勤事務員	
	30運輸・郵便事務	
31事務用機器操作の職業		
販売	D 販売の職業	販売
	32商品販売の職業	
	33販売類似の職業	
	34営業の職業	
その他	E サービスの職業	その他
	35家庭生活支援サービス	
	36介護サービスの職業	
	37保健医療サービス	
	38生活衛生サービス	
	39飲食物調理の職業	
	40接客・給仕の職業	
	41居住施設・ビルの管理	
	42その他のサービス	
	F 保安の職業	
	G 農林漁業の職業	
	技能	
49生産設備（金属）		
50生産設備（金属除く）		
51生産設備（機械）		
52金属材料製造等		
54製品製造・加工処理		
57機械組立の職業		
60機械整備・修理の職業		
61製品検査（金属）		
62製品検査（金属除く）		
63機械検査の職業		
64生産関連・生産類似		
その他	I 輸送・機械運転の職業	その他
	65鉄道運転の職業	
	66自動車運転の職業	
	67船舶・航空機運転	
	68その他の輸送の職業	
	69定置・建設機械運転	
技能	J 建設・採掘の職業	その他
	70建設躯体工事の職業	
	71建設の職業	
	72電気工事の職業	
	73土木の職業	
	74採掘の職業	
	K 運搬・清掃等の職業	
	75運搬の職業	
	76清掃の職業	
	77包装の職業	
	78その他の運搬等の職業	